

参 与

おはようございます。

委員の皆様、それから推進委員の皆様におかれましては、収穫の秋を迎えまして大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

欠席の届け出が6番、佐々木忠永委員、19番、黒川雄一委員、23番、佐藤吉男委員から出ております。

それから、9番の伊藤悟委員は、連絡はございませんでしたが、まだ到着されておりませんけれども、定刻となりましたので、ただいまから第30回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は20名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは初めに、私から、前回9月6日総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。

お手元に配付しております第30回総会までの業務報告書をごらん願います。

初めに、9月6日ですが、第29回農業委員会総会を委員19名、推進委員1名の出席をいただきまして、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

9月11日には、湯沢市の湯沢グランドホテルにおきまして、令和元年度県南地区農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議が開催され、会長、そして会長職務代理者及び私が出席しております。会議の概要でございますが、令和2年度農業委員会関係予算の概要と、農業委員会組織をめぐる情勢について、令和元年度秋田県農業委員会大会の開催概要(案)についての説明と、今回、議案と一緒に皆様にお配りしております令和元年度秋田県農業委員会大会の大会議案(案)について審議があり、続いて研修としまして、秋田県農業共済組合連合会から農業保険についての説明がございました。また、同日は会議に引き続き、第2回県南地区農業委員会会長会総会を開催し、令和2年度の県南地区農業委員会会長会負担金等について協議しております。

9月25日ではありますが、秋田県農業会議第42回常設審議委員会が秋田市のアキタパークホテルで開催され、会長及び事務局が出席し、農地法4条、5条の規定による意見の答申について審議されております。

同じく25日には、県議会農林水産委員会と県農業会議との意見交換会がアキタパークホテルで開催され、会長が出席しております。

以上、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、13番、石山礼蔵委員、14番、判田勝補委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長 議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

参 与 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和元年10月9日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与

1 ページから 3 ページにかけましての 2 番をご説明いたします。

農地の所在が、内小友○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○外田 2 3 筆、合計面積○○○○○○○○○○○です。

贈与による所有権の移転で、譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。

申請理由といたしましては、共有者である○○○が高齢になったことから、長男である○○○○に贈与するものでございます。○○○○は家族で○○○に住んでおりますが、○○○○が経営しております会社が大仙市○○○○にあり、毎日通勤しており、合間に農業にも従事しているというところでございます。なお、相続時精算課税制度を選択しております。

続きまして、4 ページ、3 番をご説明いたします。

農地の所在が、四ツ屋○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○○外畑 2 筆、合計 3 筆の○○○○○○○○○○○です。

贈与による所有権の移転で、譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○、○○○○○、譲受人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。

申請理由といたしましては、譲受人の○○○○は現在、太田の東部新規就農者研修施設で研修しておりますが、来春卒業する予定で、農業次世代人材投資資金、この名前につきましたは、昨年まで青年就農給付金という名前で行ってございましたけれども、今年から変わったようで行ってございます。これを受給するために今般、祖父より申請農地を譲り受けるものでございます。

5 ページ、5 番をご覧ください。

移転される農地は、大仙市強首○○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○○外畑 9 筆、合計○○○○○○○○○○○です。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○74 歳、譲受人は、○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○64 歳です。

申請理由は、○○○○○と○○○○○は親戚関係であり、○○○○○が病気のため、息子のいる県外へ引っ越しを計画していることから農地の処分を検討しており、○○○○○に畑を贈与するものです。なお、残りの田については、近隣の法人に中間管理機構を通じて契約しております。

12 ページ、9 番を説明します。

農地の所在が、長野○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○○1 筆です。

贈与による所有権の移転で、譲渡人は○○○○○○○○○○○、○○○○○、譲受人は、○○○○○○○
○○○○○、○○○○○○○です。

理由につきましては、高齢となった○○○が息子の○○○○○に自分の所有する土地を少しずつ生前贈与していきたいと考え、今回は○○○○○の住宅に隣接している畑を譲り渡すものです。

なお、○○○○○は父親の○○○と別世帯であるため、経営面積はゼロとなっておりますが、○○○と一緒に農業従事していますので、農業経営及び所有農機具については何ら問題ないものと判断しま

障を及ぼす恐れはないと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長

事務局の説明が終わりました。
ここで現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いします。
案件1番についてお願いします。

渡邊委員

18番、渡邊です。
先般、事務局と確認をしてみました。
説明にあったとおり、もう既に宅地化されている周辺になります。中に若干の畑と田んぼが残っていたというところで何ら問題はないと思います。

議 長

ありがとうございました。
案件2番についてお願いします。

鈴木委員

5番、鈴木です。
先般、事務局とともに現地確認して参りました。ここに提案の理由が書いてありますけれども、雄物川の河川改修事業のための移転でございますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

参 与

現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

参 与

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和元年10月9日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

○外田15筆、合計田16筆、面積○○○○○○○○○です。
 利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○59歳。
 41ページ、21番です。
 利用権を設定する農地は、大仙市高関上郷○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○○
 ○○○○○○外田2筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
 利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○70歳です。
 続きまして、22番です。
 利用権を設定する農地は、大仙市内小友○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○○○○
 ○外田3筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
 利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○71歳、貸し付け理由は3
 案件とも、経営規模の縮小や離農を希望し、新たに農地中間管理事業を使って貸し付けるものです。
 設定期間は全て10年2カ月となっておりますが、これは秋田県の農用地利用配分計画により、農
 地中間管理機構から借り受け予定者に利用権設定される報告日までの2カ月間の差を考慮している
 ため、この期間となっております。

私からは、その他の案件につきましてその概要をご説明いたします。

議案第4号につきましては、ただいま説明いたしました5件のほかに、所有権移転3件、賃貸借権
 設定の新規2件、更新10件がございます。今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては
 は、10アール当たり○○○から○○○○と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約
 者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容でございますが、説明案件を除き、低いほ
 うでは10アール当たり○○○から○○○○○○○○○と、少し幅がございます。低いほうは圃場の条
 件が悪いことなどが考えられますが、契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております
 ので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

| | |
|-----|--|
| 議 長 | 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) |
| 議 長 | ないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、1番から4番及び7番から22番までについて、原案のとおり決定す ることに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手) |
| 議 長 | ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号、1番から4番及び7番から22番までの「農業経 営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承 認することに決定しました。 |
| 議 長 | 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告 について」、事務局より報告願います。 |
| 参 与 | 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告につい て 下記の者から農地法第6条第1項の規定により書類提出があったのでこれを報 告する 令和元年10月9日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦 |

議 長

事務局より報告願います。

参 与

4 2 ページをご覧ください。

法人の事務所と所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1 番、大仙市高関上郷字卯時田 3 8 番地 1、有限会社柳田農園、代表取締役、柳田武男

2 番、大仙市木原田字長サ田 1 番地 6、農事組合法人木売沢、代表理事、佐々木裕喜

3 番、大仙市大沢郷寺字白坂太平田 3 1 番地 1、農事組合法人白坂ファーム、代表理事、佐藤竹司

4 番、大仙市清水字野口田中 6 1 番地、農事組合法人清水東部、代表理事、細谷精悦

5 番、大仙市豊川字囿ノ内 2 8 番地 1、株式会社かける、代表取締役、高橋翔

以上、5 法人からの報告がありました。詳細につきましては、4 3 ページから 6 1 ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長

次に、報告第 2 号の「農業委員会だより第 1 7 号について」、広報専門委員長より報告願います。

広報専門委員長

私より報告いたします。

農業委員会だより第 1 7 号について、去る 7 月 1 7 日、1 8 及び 1 9 及び 9 月 3 日に広報専門委員会を開催しまして、紙面の内容について協議いたしました。委員の皆様のご意見やご要望を聞きながら、慎重に検討し協議を重ねた結果、ご覧のとおり、成立しまして、1 0 月 1 日の発行、広報だいせんと一緒に市内に全戸配布いたしております。

委員の皆様方には、日々の取材と提供、大変ご苦労さまでございました。

また、大仙市のホームページにも掲載いたしまして、広く閲覧できると思います。今後とも、紙面の充実を図っていききたいと思っておりますので、広報専門委員の方はもちろん、農業委員の方々、推進委員の方々、皆様方の提供のご協力をお願いいたしまして、ご報告といたします。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。

以上、報告といたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

そのほか事務局から何かございませんか。

参 与

それでは、私のほうから、皆様に幾つかご説明とご依頼を申させていただきます。

まず初めに、農業委員等の綱紀の保持についてとあるホチキスでとめた 3 枚ものがございます。こちらは、大阪の農業委員会の連合会での研修におきまして昼食時に飲酒をしていたと。またこれらの旅費の大半が公費から支出されていたということが問題になったものであります。公費を使います研修等につきましては、うちのほうにもあるんですけれども、事務局としてはこれから十分精査していきたいと考えております。

2 枚目の 3 段落目にあるように、委員及び推進委員の皆様の身分といたしましては、特別職の地方公務員となってございます。こういう身分であるということを忘れずに、行動等を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、クリアファイルに入っている書類でございますけれども、こちら関連がありますのでまとめさせていただきます。

まずは、令和元年度秋田県農業委員会大会の開催についてとあるものでございます。今年度は 1 1 月 1 日に大館市で開催されまして、移動につきましては、公用の大型

バス2台を予定しております。

なお、今回の大会でございますが、先ほど会長の説明でもあったとおり、3枚目にありますけれども、基調講演が入るということで、終了が16時30分予定になっております。行程の案でございますが、一番下にとじられておりますけれども、東部と西部に分かれての移動となります。大館市までは距離があることから早い時間の出発となりますので、何とぞご了承願いたいと思います。バスは、主会場のタクミアリーナに移動いたしまして、こちらで皆様おりにいただくこととなります。ちょうど自由行動となりますけれども、バスでございますけれども、バス専用の駐車場に移動してまいりますので、財布ですとか、携帯ですとか、お忘れにならないようご注意ください。この間に、毎年のごとでございますけれども、昼食を各自でとっていただくこととなります。その後、12時10分にバスをおりにいただいたところ、主会場の前でございますけれども、こちらに集まっておきまして、再びバスに乗りまして、ほくしか鹿鳴ホールへ移動、大会に参加していただくこととなります。なお、バスはホールの駐車場に駐車する予定となっております。大会終了後戻ることとなります。

なお、2カ所どめしている資料でございますけれども、こちらは農業委員会大会で提出される議案(案)となっております。さきに農業委員会から届きましたので添付いたしました。後ほどご覧いただければと思います。

皆様には、大会への出欠、それからバス移動される方は、乗降場所につきまして、10月15日まで各分室にご報告くださるようお願いいたします。なお、自家用車で行くという方は、その旨ご報告をお願いします。下にも書いてありますけれども、参加人数によっては、配車計画見直しすることもございます。その場合は速やかに参加者に通知いたしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、今回の大会でございますけれども、当農業委員会から8名の方が永年勤続表彰を受賞されることになっております。いつもであれば、大会終了後に大仙市に戻って祝賀会を開催するところでございますけれども、さきに話したとおり、終了時間が遅いということ、またバス移動ということも考慮いたしますと、戻ってくるのが6時半もしくは7時近くになってしまうと予想されることから、祝賀会は後日開催することとしております。こちらにつきましては、次に説明したいと思います。

2つ目でございますけれども、令和元年度秋田県農業会議表彰者祝賀会の開催についてというものでございます。ただいまお話ししましたけれども、今回の受賞者の祝賀会につきましては、11月7日、総会でございますけれども、総会開催日に合わせて総会終了後に実施ということに決めました。2枚目でございますけれども、今回の受賞者の方、掲載しております。こちらの出欠につきまして、これも準備の関係等ありますので、10月15日まで各分室へ報告していただければと思います。

次、3つ目でございますけれども、消費税の軽減税率制度の研修会の開催についてとある3枚ものでございます。この10月1日から消費税が10%になったわけでございますけれども、今回の増税につきましては、軽減税率制度というものも同時に実施されておるわけでありまして、この制度では、食料品が軽減税率の対象となっております。農家である皆様にも当然関連性があることでございます。

こういったことから、11月7日の総会の終了後、研修会を開催したいと思っております。説明に1時間程度、質疑応答に30分程度、1時間半予定してございます。こちらの研修なんですけれども、本来、事務局が気づいて進めればよかったんですけれども、細谷会長のほうから県の会長会議で、その際に秋田南税務署の職員からこの件について説明を受けたと、その後これからも重要なことなので、うちのほうでも全員招集してやったほうがいいのかということ提言受けまして実施させていただくというものであります。

研修の開催ですけれども、大曲税務署の職員の方と何度か打ち合わせをしたところでございますけれども、税務署としてもこういう機会はないかということでございました。そこでもお願いがありますけれども、こちらのホチキスどめの3枚目ござ

いますが、質問事項と書いてあるペーパーでございます。こちらに、研修会等で聞きたいことありましたら記入していただき、10月18日まで各分室へ出していただきたいと思っております。こちらにつきましては、質問について即答できるものであればいいんですけども、制度が非常に複雑だということであることから、税務署サイドでもできれば事前に質問を受けてもらいたいということでございました。また、質問の内容でございますが、今回の消費税関連だけではなく、青色申告ですとかe-Tax、こういった税関係について広く受け付けますということでございましたので、せっかくの機会ですから、聞きたいこと、疑問点、記入していただければと思います。なお、2枚目につきましては、簡単な軽減税率についてのチラシ等コピーしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後ですけれども、1枚ものでございます。第31回大仙市農業委員会総会の開催についてとあります。若干、先ほどから変更点、お話ししましたけれども、1枚に軽くまとめてみましたのでご覧ください。

日時は11月7日でございますけれども、午後開催予定で、2時の開催予定となっております。ただし、これはまだ予定でありまして、議案の件数、量によっては若干前後する可能性もございますので、招集告知をご確認くださいようお願いいたします。それから招集でございますけれども、全員招集とさせていただきます。これ先ほど説明いたしましたところでございますけれども、11月総会においては、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正を議案として上程する予定でございます。これ以前もお願いしていたことでございますけれども、来年度の改正に向けて推進委員の担当区域の見直しを各地域にお願いしておりました。9月末には全地域から回答いただいたところでございます。その結果でありますけれども、変更したいという地域が幾つかあると。それから、前もお話ししましたけれども、評価委員の選任についての若干の変更、それから委員の方、本人もしくは候補者の縁者であった場合は、委員の審議の参加を制限するというような条項も加えたいという話もしましたけれども、こちらの要綱の改正を行うということでございます。これ推進委員の皆様にも当然関連のあるということでございますので、全員招集とさせていただきます。

それから3番ですけれども、消費税の研修会でございますが、字が間違っております。消費税、ちょっと間違っております。すみません。今回は、農業委員会での研修ということでありますので、農業者向けの研修会を行いたいということでございましたので、よろしくをお願いいたします。

それを全て終了後、祝賀会を開催したいと思います。エンパイヤホテルでございます。バスを2台用意しておりますので、よろしく申し上げます。

11月7日の予定でございますけれども、1カ月前でございますので、スケジュールの調整等よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

皆様の机の上に、農業用施設等に係る農地転用許可制度のアンケート調査をお配りさせていただいております。書いていただいた方は、そのまま机の上に上げていただきたいです。まだの方は、記入後、分室に届けていただければ大変ありがたいアンケートでございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長

委員の皆さんから何かありませんか。
足達委員。

足達委員

事務局をお願いですけれども、この前の魁新聞に大仙市が西根のところに企業団地、4町歩それから周辺を含めると9.8ヘクタールの買収構想があるということで、5月と来年の秋から着工というようなことが書いていました。できれば次回で結構です

けれども、事務局のほうから皆さんに説明というか、情報提供をよろしくお願ひします。

議 長

ほかにありませんか。
渡邊委員。

渡邊委員

大したことないかもしれないけれども、最後に報告ありましたが、法人の報告、中仙地区の2件、米やっているから、最後に見込みというところに、何千何百何十何円まで書いています。見込み、これを事務方の主導で、去年の実績なら話はわかるけれども、今年の見込みが何千何百何十何円まで出てくるはずがない、米やっている人たちなので、そこは公文書だから、ちょっと気がついたらそれは直せばいいんじゃないかという意見です。

議 長

ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

それでは、以上をもちまして、第30回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦勞さんでした。

(午前11時20分 閉会)